



令和3年6月10日

羽曳野市 報道提供資料

(14時00分現在)

(問合せ先)
保健福祉部 福祉総務課
電話：072-958-1111(代)
内線 1120

コロナ禍における女性の負担軽減支援策「生理用品の配布」について

標記の件につきまして、以下のとおり実施することとなりましたので報道提供いたします。

記

【日時】 令和3年6月11日(金)から実施

【内容】 コロナ禍において経済的な理由から「生理用品」の入手が難しいという「生理の貧困」に対して、緊急的支援として生理用品を配布する。

(1) 羽曳野市役所等の窓口で手渡す。

- ① 市役所別館1階福祉総務課、支所、人権文化センターの3ヶ所
- ② 市の災害備蓄用180セットを活用。1セット43枚(昼用28枚・夜用15枚)
- ③ チラシまたは携帯画面等の「ミモザマーク」を提示するだけで配布する。
- ④ 女性職員が対応し、パッケージが見えないよう紙袋等に入れて配布する。

(2) 四天王寺大学へ提供する。

- ① 市の災害備蓄用120セットを活用。
- ② 配布方法については、大学にお任せする。

【その他】 窓口の配布は緊急的支援のため、在庫が無くなり次第終了とする。
メッセージカード等を添えて、相談や支援につなげていく。

※ 羽曳野市役所等の女性用トイレにも生理用品を配置する。

- ① 市役所本館、別館、保健センター内の女性用トイレ
- ② 女性用トイレ個室に配置する。
- ③ 定期的に女性職員が補充する。